

入札監理小委員会
第539回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第539回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年5月28日（火）17：05～18：10

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○警察大学の管理・運営業務（警察庁）

○国際エネルギー情勢調査（ASEAN+3地域におけるエネルギー連携強化に係る事業（経済産業省）

○三宿地区に係る施設の管理・運営業務（防衛省）

3. 事業評価（案）の審議

○市ヶ谷地区に係る施設の管理・運営（防衛省）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、稲生副主査、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（警察庁）

警察大学校 教務部会計課 岩松課長

警察大学校 教務部会計課管財・営繕 前川係長

警察大学校 教務部会計課管財・営繕・調度 木須専門職

警察大学校 長官官房会計課 野崎法令係長

警察大学校 長官官房会計課 中尾監査補佐

（経済産業省）

資源エネルギー庁 国際課 石井課長補佐

資源エネルギー庁 国際課 西村専門官

（防衛省）

自衛隊中央病院 総務部管理課 満井施設班長

自衛隊中央病院 総務部管理課 倉本企画係長

大臣官房企画評価課 宮澤業務改革班長

大臣官房企画評価課 青柳防衛部員

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第539回入札監理小委員会を開催します。

最初に、警察庁の警察大学校の管理・運營業務の実施状況について、同大学校教務部会計課、岩松課長よりご説明をお願いいたします。

○岩松課長 それでは、説明させていただきます。資料が行っていると思いますけれども。資料の1ページ目でございます。警察大学校の施設管理業務の実施状況、平成27年から平成30年度について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、大きい1番の事業の概要についてでございます。1の委託業務概要ですが、委託業務は、警察大学校における施設管理業務であります。6業務ありまして、記載の①から⑥の6業務でございます。

2の業務委託期間は、平成27年4月1日から令和2年3月31年までの5カ年で、市場化テストの第3期目に当たります。

3つ目の受託事業者は、NTTファシリティーズ、高橋工業、シンテイ警備、3社による共同事業体で、NTTファシリティーズが代表企業になっております。

大きい2つ目の管理業務の質（確保されるべき質）の達成状況及び評価についてでございます。

①の快適性の確保ですが、測定指標として施設利用者（教職員及び学生）における利用者の満足度アンケートで、「やや満足」以上の割合が80%以上あることが指標になっております。アンケートの実施時期は、年2回実施しておりまして、10月と3月に実施しております。対象者数、回収率につきましては、表記のとおりでございます。なお、自由記載欄での指摘に基づき、臨時清掃の実施とか、設備の補修などの改善が行われております。これについての評価ですが、4カ年平均の満足度が、95.9%となっており「適」ということにしております。

②の品質の維持でございますが、測定指標として建物施設等について品質を維持するものとし、管理業務の不備に起因した大学校での研修の中断がないこと、それから管理業務の不備に起因した空調の停止、停電、断水、エレベーターの停止等が全くないこと、管理業務の不備に起因する警察大学校施設内において、施設利用者のけがの発生が全くないこと。これにつきまして評価ですけれども、いずれも発生回数がゼロであり「適」としております。

大きい3番目の各業務において確保すべき水準の達成状況及び評価についてでございます。

①の電気・機械設備等維持管理業務ですが、評価といたしまして、各保守点検等の業務について、計画的かつ的確に業務が遂行されており、良好な執務環境の維持に努めた。障害発生時において、迅速な対応と適切な処理がなされた。環境測定業務について、確実に業務が遂行されており、報告についても遅滞なく行われた。エネルギー管理について、同校施設整備の適切な運転と保守を実施することにより、エネルギーの使用の最適化、効率化を追求して、二酸化炭素排出削減に努めたということが認められることから「適」としております。

②の警備・受付業務です。評価といたしましては、警備業務について、常駐警備及び警察大学の警備監視機器（監視カメラ・赤外線センサー等）を適正に運用し、常駐警備と機械警備が一体となった効率的で調和のとれたセキュリティーサービスが提供されたことにより、施設利用者の安全かつ円滑な執務環境の確保や保全が図られた。また、誠意を持った態度で業務に当たっており、警報発生等の緊急対応においても、迅速かつ適切な対応がとられたことが認められることから「適」としております。

③の清掃業務です。評価といたしまして、作業計画に基づき、日常清掃と定期清掃、週間定期清掃及び月間定期清掃を実施いたしまして、常に良好な環境衛生を維持した。作業責任者を設置して、清掃員の業務内容等を把握し、清掃員に対して必要な監督指導を行うことにより、作業効率の向上に努め、よりよい衛生的環境の確保と美観の向上を図ったことが認められることから「適」としております。

④の植栽維持管理業務ですが、評価といたしまして、高木及び中木の剪定、低木の刈り込みを、樹木の状態や特性に応じた適正な時期・方法により定期的を実施し、対象植栽を常に良好な状態に保持した。芝生についても定期的に芝刈り、除草を実施し、芝の育成維持、美観の維持に努めたことが認められることから「適」としております。

⑤のエレベーター等維持管理業務ですが、評価といたしまして、各棟エレベーター及び小荷物専用昇降機の点検及び保守を毎月1回実施するとともに、24時間遠隔監視を行って技術者を待機させ、故障等の緊急時には、ただちに技術員を派遣し、適切な処理を行った。管理業務の不備に起因したエレベーター等の停止はなかったことから、これらのことについて「適」としております。

⑥の映像・音響設備等維持管理業務ですが、評価といたしまして定期点検を年1回、機械の清掃を年3回、巡視点検を毎月1回実施して、機器の保全に努めた。障害対応については、迅速かつ的確に実施されたと、このことが認められることから「適」としておりま

す。

大きい4番の実施経費状況及び評価についてであります。市場化テストの実施前、平成20年度の実施経費と市場化テスト実施期間、第1期、第2期、第3期の平均の年間実施経費を比較した結果、第1期は、17.5%の削減、第2期につきましては、31.2%の削減、第3期につきましては、31.7%の削減が図られており、それぞれ削減効果があったものと評価しております。

5つ目の競争状況及び評価についてでございます。1番の本業務の応札状況ですが、提案書等の審査の結果、4者が入札参加要件を満たしたため、民間競争入札総合評価落札方式を実施いたしまして、平成27年2月20日に開札したところ、3社が予定価格の範囲内であり、総合評価の結果、NTTファシリティーズ・高橋工業・シンテイ警備共同事業体が契約しております。

2の評価ですが、施設の運営管理にかかわる6業務の委託業務を一括して競争入札したことにより、業務の効率が図られ、また競争性改善等を通じて、事業開始前と比較して経費を31.7%削減することができました。今後、さらなる競争の確保に向けて、新規参入を促す情報提供等の努力を継続して行う必要があると考えております。

大きい6番目の民間事業者からの改善提案による改善実施事項等についてでございます。

1の改善状況等ですが、民間事業者からの改善提案によりまして、①から④の改善等の実施に努めました。評価ですが、民間事業者からの改善提案により、より効率的なCO2削減対策が実施されており、また改善方法の見直しにより、効率的な修繕費の予算運用が図られるとともに、各種安全対策の実施は、入校学生が安全な学校生活を送る上で、大変貢献していると評価しております。

7番目の全体的な評価でございます。

経費につきましては、市場化テストの実施前、平成20年度と比較いたしまして、民間競争入札を実施した第1期は17.5%、第2期は31.2%、第3期は31.7%削減されました。また、民間事業者の改善提案により、効率的な管理業務が行われております。警察大学校における施設管理業務において、包括的に達成すべき水準につきまして、快適性の確保、品質の維持等、全ての項目において水準を達成し、快適な利用環境を提供でき得る質が確保された管理業務が実施されております。各業務におきましても、実施要項及び業務仕様書に示す業務の実施のみならず、積極的な業務改革に関する提案や、業務のより適切な遂行に資する自主的な研修なども実施しており、評価できるとともに、諸問題発生

時においても速やかに改善策を図る等、効率的な業務が実施されております。コスト面においても、積極的な提案・報告を実施した結果、修繕費等の削減が図られており、事業全体の実施経費につきましても、同一仕様にかかわらず、前回事業時からの削減が図られております。

民間競争入札実施事業についての警察大学校における施設管理業務は、前回事業の平成24年度から平成26年度に引き続きまして、民間競争入札第3期目の事業実施であり、前回事業同様、今回も良好な実施状況にあります。前回終了時においては、外部有識者等による事業の点検を受ける仕組みが十分に備わっていないことから、第3期へ継続された経緯がありますが、今般、令和元年度から、本事業は警察庁の会計業務改善委員会及び警察庁会計業務検討会議における点検を受けることといたしており、実施状況につきまして、外部有識者によるチェックを受ける仕組みを整える予定でございます。

以上の結果から本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針、平成26年3月19日の官民競争入札等、監理委員会決定のⅡ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもちまして、市場化テストを終了することが適当であると考えております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価について、総務省よりご説明をお願いいたします。

○事務局 では、事務局から警察大学校の施設管理業務の評価案について、ご説明させていただきます。事業の概要等につきましては、ただいま、警察大学校からご説明がありましたとおりですので、省略させていただきます。

続きまして評価でございますけれども、事務局案としましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えているところです。

まず、評価の具体的な内容に当たりまして、確保すべきサービスの質について確認いたします。業務の質に関する確保すべき水準、実施要項に定められているものでございますけれども、快適性の確保及び品質の維持に関する水準について、いずれも満たしているとともに、個別業務ごとの達成基準を満たしておりまして、適切に業務が履行されているものと認められます。

また民間事業者からの改善提案として、警察大学校施設自体が、17年、竣工から経過し、大分施設の老朽化等も進んでいる中で、各設備の改修に向けて省エネを考慮した具体

的な改修の提案を行うことで、そうした施設管理の質の維持を図ったところです。あと警察大学校構内の危険箇所を発見し、注意喚起の表示をするとともに、必要に応じ、改善計画を提示し、学生の事故防止に努めるというような取り組みも、民間事業者の改善提案の中ではございました。こうした取り組みもサービスの質の改善に寄与していると思われま

す。

続きまして実施経費でございます。市場化テスト実施前におきましては、平成20年度の経費は4億8,869万9,000円で、市場化テスト3期目の今回の実施経費につきましては、単年度当たり3億3,372万円で、これらに基づきまして算出される削減額につきましては、単年度当たり1億5,497万9,000円となり、削減率は31.7%となっております。

そして民間事業者からの、こうした経費削減に係る改善提案につきまして紹介させていただきますと、CO2削減に伴う改善提案に基づきまして、各部屋の温度監視を実施して、排熱や余熱を有効活用するなどのコージェネレーションシステムの効率的な運転管理を行うことによって、ガス使用量を削減したというものがあります。また、衛生設備の修理の際に不具合箇所の清掃及び部品交換の改修方法の提案があり、こうしたところで修繕費の削減に努めたというところも認められます。

最後に評価のまとめでございます。まず確保されるべきサービスの質については、ご紹介のとおり全て目標を達成していると評価できます。省エネを考慮した改修等の民間事業者の改善提案によりまして、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。さらに実施経費につきましても、従前経費と比較して、約3割の削減を実現しており、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費削減の双方の実現が達成できたものと評価できます。なお、本事業の実施期間中に、委託民間事業者への業務改善指示等の措置はございませんでした。また、法令違反等の行為もございませんでした。今後は、警察庁に設置している警察庁会計業務改善委員会及び警察庁会計業務検討会議におきまして、事業の実施状況のチェックを受けることが予定されているところでございます。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のⅡ.1.(1)の基準を満たしているということから、現在実施中の事業をもって、市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

また、市場化テスト終了後の事業実施につきましては、公共サービス改革法の対象から

外れることとなりますが、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、警察庁みずからが公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくことを、総務省として求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価について、ご質問・ご意見がある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○石村専門委員 済みません。1点だけ確認なのですが、資料1の5ページ目に、3の評価のところで、経費削減の主の要因としては人件費削減によるものと書いてあって、要は6業務を一括して入札したことによって、統一的に管理したことによって3割、人件費が削減できたのが3割を達成できたんですよって書いてあるんですけど、その裏のページを見ると、全体的な評価の真ん中を見ると、コスト面についても積極的な提案・報告を実施した結果、修繕費等の削減が図られておりということで、要はコージェネレーションシステムの導入によってCO2の削減を図って、修繕費の見直しによって削減したのだという形になっているんですけど、結局、これはどっちなのですかね。要は統一的に管理したことによって、要は人件費が大幅に削減できたから3割達成できたんですよと、前のページでは言いつつ、裏のページでは、要は修繕費を削減できたことによって、コストが削減できたんですよと書いてあって、ちょっと、どっちなのかなというふうに思ったんですけど、どちらなのですかね。

○木須専門職 こちらにつきましては、3の評価の部分の人件費の削減ではなかろうかというところが、答えになります。後ろの修繕費のコストの削減というのは、もともとこの委託業務契約の中の負担の金額ではなくて、それ以外に警察大学校で修繕費として確保しているものがあるんですけども、その修繕費の削減が図られたという意味で、その削減も図られましたということを書かせていただいています。なので、この契約の中では、前のページの人権費の削減によりコスト削減が図られたというのが、この契約の中では回答になるかと思えます。

○石村専門委員 結局、統一的に要は契約することによって、大幅削減につながったと。ただし、細かく費目を見ていくと、要は業者の努力でコージェネレーションシステムの導入とか、あるいは修繕費の削減やなんかも、要は削減効果として小さくはあるけども貢献

していますよという意味で書いてあると。

○木須専門職 そうです。貢献していますよという意味になります。

○石村専門委員 済みません。ありがとうございます。

○木須専門職 済みません。

○古笛主査 よろしいでしょうか。それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。特に何か、よろしいですね。

本日はありがとうございました。

(警察庁退室)

(経済産業省入室)

○古笛主査 では続きまして、経済産業省の国際エネルギー情勢調査、ASEAN+3地域におけるエネルギー連携強化に係る事業の実施状況について、資源エネルギー庁国際課、石井課長補佐よりご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○石井課長補佐 本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。資源エネルギー庁の国際担当をしております、石井と申します。よろしく申し上げます。

お手元の資料をベースに、ASEAN+3地域におけるエネルギー連携強化に係る事業について、ご説明をさせていただきます。

まず最初に、この資料の中でB-3とございますが、横置きの絵が入っているパワーポイントで、簡単に事業の概要をご説明したいと思います。こちらの事業ですが、ASEAN+3、ASEAN10カ国と日中韓の3カ国における、エネルギー分野での協力の議論、あるいは情報共有を進めていくために、政府関係者ですとか、あるいは研究機関といった主体が参加するワークショップの開催を、この受託者にやっていただくというものでございます。

事業スキームでございますけれども、私どもから受託者、これは今の年度では、日本エネルギー経済研究所というところが受託しておりますけれども、こちらに委託をしまして、ここがその右にACEとありますが、ここはASEANの事務局の中でエネルギーを担当している部署と連携をして、こういったワークショップの開催をやっていくと。このACEを通じて、ASEAN+3各国とも連絡をとりあって、案内状の送付ですとか、情報提

供をしてもらったりしているというものでございます。

業務規模については、3年間で約1億円程度という状況でございます。この業務内容、下の3つの柱について、それぞれ簡単にご説明します。ワークショップとありますけれども、こちらは、ASEAN+3の枠組みとして、一番上にある会議体がASEAN+3サミットでございます。その下にエネルギー大臣会合でエネルギーの議論をすることになっていまして、さらにその下には、エネルギーの分野について、それぞれの分野についてのワークショップ、専門家同士の会合をやっていると。そういった議論の内容をエネルギー大臣会合に上げ、サミットに上げて、地域全体の共通のメッセージにしていくと、そういった政策の流れがございます。

その後、一番下の部分のワークショップの開催について、この受託者にサポートしてもらっているというものでございまして、実際にやっていただいていることが、議題設定のサポートですとか、会議を運営するための各国との事前調整、あるいは出席者のとりまとめ、こういった細かいところまでを含めてやっていただいています。

2つ目が、この会合を実施した際に、受託者がみずからの知見に基づいて、エネルギー政策、あるいはエネルギー情勢についてのプレゼンテーションを行うということをやっているという状況でございます。

3つ目が、こういった活動を通じて、エネルギー情勢における課題を分析して、その分析の結果を私どもにレポートしていただくと、大きくこの3つを作業の内容として受託しているという状況であります。

これが全体像ですけれども、資料2-1にお戻りいただきまして、こういった事業について、今はどういった実施状況になっているかということでございます。1ページにありますとおり、業務内容は今申し上げたようなポイントになっています。契約期間については、平成29年4月3日から令和2年3月31日までの3年間で予定しています。

次のページに移っていただきまして、この事業の質に関する評価でありますけれども、質としましては、先ほど申し上げたような事業計画にのっとったことが、しっかりやられているかというところについては、そのとおりやっていただいているという認識であります。具体的に例えば、ワークショップとして、ワークショップの開催に当たっては、先ほど申し上げたようなACEとの連絡をしっかりやってもらってとか、あるいは、加盟国との連絡までも含めてやってもらって、会議を実施してきていると。プレゼンテーションについても、ここにありますように石油市場、天然ガス市場、あるいはエネルギー需給動向、

原子力、再生可能エネルギー、スマートグリッドと、こういった幅広い分野について、今の受託者が、それをアレンジしているという状況であります。

この事業のサポート業務について、各国のワークショップの出席者から、それに満足したかどうかというアンケートをとっております。そちらのアンケートについては、例えばプレゼンの内容ですとか、あるいは会場、会議の運営について満足をしたかどうかというポイントであります。いずれの項目についても、80%以上の満足度であるというふうにいただいているところであります。それは(2)、(3)でありまして、3ページ一番下の(4)会合を中断なく開催することについても、これまで定期的にやってきております。

その次の4ページに表がございますが、平成29年度と平成30年度を合わせて、9回実施してきています。ただ、この会議の日程については、極めてこれはACEですとか、あるいはASEAN+3の加盟国との日程調整の結果はめるものですので、物によっては、例えば、平成29年度中にやろうとしたものについて、平成30年度にずれ込んだとか、あるいは平成31年度にずれ込んだとか、そういった状況は起きているところであります。

次が5ページですけれども、民間事業者による創意工夫のところでした、ここは今、受託している日本エネルギー経済研究所は、これまで長いことこの業務をやってきておりまして、ACEですとか、ASEAN諸国の人たちといろいろ人脈ができていますので、こういった人脈を通じて、例えば、たくさんある国のうち1カ国だけ出られないというときは、その中でうまくほかの代替する人を探し出して、そこでワークショップの日程を設定してやるとか、そういった工夫、要は受託者が持っている専門性によって、そういった打開策が見出されてきているということもございます。その他、いろいろと受託者から提案が来ておりますが、これはちょっと説明を割愛させていただきます。

この事業の質に関する評価については、満足度80%以上を各国からももらっているところと、出席率が毎回100%ではないんですけれども、そこも各国の事情によっては、やっぱり必ず出てくださいますとは言えないものもありますので、そこは引き続き民間事業者の取り組み、工夫を期待しながらやっていくということで、おおむね高い評価をしているところであります。

7ページのローマ数字3の実施経費についてですが、これは市場化テストを、私どもは平成26年度からやっておりまして、今回は2期目になります。平成25年度時点では、1年あたり約3,200万円程度の額でございました。これは市場化テストを始めて以降、1期目では、3年間の平均が大体2,500万円で、2期目は2,700万円ぐらいになっ

ています。こちらについては、市場化テストをする前との比較でいいますと若干下がっています。ここは、3カ年連続でやるということをした結果、日本エネルギー経済研究所の中でのこの事業に関する固定費が削減されて、ちょっと下がったというふうに我々は理解をしております。ただ一方で、先ほど申し上げたとおり、ワークショップの日程なんかによっては、例えば1つの年度にイベントが集中すると、そこに集中的に費用が発生しますので、その増減というか、でこぼこはあるという状況であります。

資料2-2をごらんいただきたいのですが、こういった改善上のチェックポイントの対応状況とありまして、この市場化テストを受けさせていただく中で、私どもとして改善をしてきた点をここに書いております。1つが、先ほど申し上げた実施期間を1年から3年に延長したと。あと、入札期間を従来の20日間から35日に延長した。あるいは仕様書の中での記載を、いろいろと複雑なことをお願いするものですから、その進め方を明確化したり、スケジュールを明記したりとか、そういった工夫をさせていただきました。また、説明会の開催に加えて、広報についても業界紙などを使ってやっております。また、個別に各社に声かけを行いまして、その結果、説明会への参加については、市場化テスト前は1社だったのに対して、5社に増えたという実績がございます。

こういった状況を踏まえて、今回の第2期のテストをもって、市場化テストについて終了したいと私どもは考えておりまして、その理由を書いているのが、この②でございます。この日本エネルギー経済研究所なんですけれども、こちらに我々は平成15年度からこの事業をお願いしておりまして、今回で16年目になるところであります。この期間について、本事業に限らずASEAN地域各国のエネルギー情勢の分析を非常にたくさん行っておりまして、また2014年に、ERINという、要はASEAN+3各国にあるエネルギー研究機関を代表する1つの機関がそれぞれ選ばれて、そこをネットワークすると。それをASEAN事務局ですとか、あるいはERIAというASEANサミットのシンクタンクがございますが、そこにインプットするネットワークがつくられています。このメンバーとして、日本エネルギー経済研究所が指定されていまして、そういった意味でも、非常に高い専門性と人脈を有する状況になっております。

2ポツ以降ですけれども、申し上げましたとおり、実績が非常にございます。日本エネルギー経済研究所の中で研究員は80名なのですが、そのうちASEAN各国を担当している研究者の数が大体ヒアリングしたところ20名程度ということで、ASEANに係るエネルギーの分野に特化している人間がこれだけいる機関というのは、ほかには、ほぼな

い状況だと理解しています。こういった厚い体制があつてこそ、やっぱり先ほど申し上げたワークショップ、各国の求めですとか、あるいはエネルギー情勢の変化によって、非常に多岐にわたるテーマを取り扱う必要がございますので、そののどういった要請に対しても柔軟に対応できるような体制が、日本エネルギー経済研究所で組めているのではないかと考えております。

2点目が、人的ネットワークの重要性ですけれども、こちらも先ほど申し上げたERINですとか、あるいは日々のやりとりの中で、非常に多くの人脈を有しております。その人脈を有しているからこそ、ワークショップの開催ですとかについて、柔軟に取り組んでいる状況なのではないかと考えておまして、これも新規事業者にこれと同じレベルのことをいきなりお願いするのは、ちょっと困難な状況であるというところだと思います。

3つ目が、事業のスケジュールの不確実性ですけれども、こちらもやっぱり日本の会計年度と違うスケジュール感でASEAN各国は動いておりますので、年度を越えてワークショップをやるのが多数ございます。そういった日程の変更にも柔軟に対応して、別の事業者の中で、しっかり体制を組んでこれに取り組んでいくというのは困難なのじゃないかと考えております。

こういった評価を通じまして私どもとしましては、この市場化テストについて、2期目の終了をもちまして終了させていただきたいと考えているところであります。

以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料B-1をごらんください。事業概要につきましては、ただいま資源エネルギー庁からご説明がございましたとおりですので、省略させていただきたいと思っております。

続きまして、2ページ目をごらんいただけますでしょうか。資源エネルギー庁から提出されました実施状況についての報告に基づきまして、確保されるべき質の達成状況、実施経費、競争性の観点から評価を行いました。確保されるべき質につきましては、それぞれの水準について達成していると考えます。また、民間事業者からの改善提案につきましても、創意工夫がなされていると考えます。

続きまして実施経費につきましては、市場化テスト前の実施経費と比較して、市場化テスト後の実施経費額が低いことから、導入による実施経費の削減効果があったものと考え

ます。

多方、1者応札が継続しており、競争性に課題があります。競争性の改善のために、資源エネルギー庁において入札参加が期待される国内10社に声かけを行ったり、説明会の開催に加え、業界紙への広報を実施するなど、新規事業者の参入を試みました。しかし、本事業の主な業務の1つであるASEAN+3分野別ワークショップにおけるプレゼンについて、ASEANの属する全ての国のエネルギー情勢全般の背景を理解した上で、地域内のエネルギー協力の方向性、情報分析を行い、プレゼンをすることが重要であるところ、こうした業務を担い得る体制を有する事業者は極めて限られること、受託者である日本エネルギー経済研究所は、東アジア各国のエネルギー研究機関ネットワークに加入しており、既にネットワークが確立されています。このようなネットワークを構築することは、新規事業者には困難であること、また本事業の主な業務の1つであるASEAN+3分野別ワークショップ等の開催サポート業務については、サポート対象となるワークショップ等の参加者、開催場所、開催時期等が入札段階で決まっておらず、不確実性が高いことから、新規事業者が実施体制を整えることのハードルは高いと考えます。このように、新規事業者が本事業の実施に必要な体制を整えることのハードルは極めて高く、参入してくる可能性は限りなく低いと想定され、競争性を確保することは極めて難しいものと考えます。

以上から、本事業は市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のII. 1. (2)により、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することは適当であると考えます。これまで、官民競争入札等監理委員会における審議を通じまして厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札手続及び、情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き資源エネルギー庁が公共サービスの質の維持・向上及びコスト削減などを図っていくことを求めたいと思います。

以上になります。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価について、ご質問・ご意見のある委員は、ご発言をお願いします。

○稲生副主査 終了プロセスということで、結論的には私としては、異存はございません。石井補佐が強調されればされるほど、日本エネルギー経済研究所の能力が高いことが大変よくわかって、まさに今、私はちょっと失礼ながらスマートフォンで、日本エネルギー経済研究所さんのいろいろな事業内容を拝見していると、国際エネルギー動向の分析とか、エネルギー需給の分析予測とか、あるいはさっきおっしゃった国際エネルギー関係諸機関

との交流とか、まさに今回の事業そのものが、ある種、この財団法人の主要な事業とまさにリンクしていて、そういう性格を持ったものなのだろうなということで、我々もいろいろと市場化テストの中身を拝読させていただく中で、今回のASEAN+3の地域のエネルギー連携強化というのは、日本にとっても非常に重要なものでありますし、絶対に失敗できないことだと思いますので、そういう意味では、結論的にはこういう形で1者、この財団法人に今後もお付き合いいただくということは、仕方がないのかなと思っています。

ただ一方で、どういうふうに評価していくのかなという観点からしたときに、やはり市場化テストという枠組みで競争性で評価するというのが、今回はやはり難しそうだなということがよくわかった反面、かといって、今はこういう時代ですので、一方でエネルギー連携に関する事業に関してどういうふうに、国民の目線にさらされたときに納得いただくのかというのが、なかなか難しいと思うのです。そうすると、いわゆる総務省も見ておられるかもしれませんが、政策評価の問題として、おそらく厳しいチェックをしていかなくちゃいけないのかなと思うんですけれども、石井課長補佐としても、そういうお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○石井課長補佐 私どもは、政策自体が適切にどう執行されているかということで、その業務自体が公平性を持ってやられていることと同時に、その業務から出てくる政策的なアウトプットが、しっかりと重要なものであるかということは、当然ですけれども大事なことでと思っています。

こちらでやっているワークショップについては、これは日本の政策、日本のエネルギー政策が各国にどう理解されて、エネルギー政策は、やはり一面においては批判されることもたくさんありますので、日本としての考え方をしっかりと相手に浸透させていくですとか、あるいは日本の企業が、どこかの国で不利益をこうむらないような形で、しっかりと事業参画できていくような政策をつくっていくとか、そういったことがこの事業のアウトプットですので、そこは日本企業の方々とも連携しながら、どういったことが、このASEAN+3のエネルギーのトラックの枠組みの中で、アウトプットとして求められるかとか、あるいは先ほど申し上げたように、このワークショップは、これからずっと上に上がっていくと、大臣会合ですとかサミットの成果文書という形になるんですけれども、そこに日本のエネルギー政策の考え方がどれだけ反映されるかということ、私どもは大きな政策目標としてやっておりますので、その辺については、引き続きしっかりと力を入れてやっていきたいと思っております。

○古笛主査 よろしいでしょうか。それでは時間となりましたので、これまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは事務局におかれましても、市場化テストの実施では、実施状況のさらなる改善が見込めない事業ということで、本日の審議を踏まえ事業を終了する方向で、監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(経済産業省退室)

(防衛省入室)

○古笛主査 では、続きまして防衛省の三宿地区に係る施設の管理・運營業務の防衛省の実施状況について、自衛隊中央病院総務部管理課満井施設班長より、ご説明をお願いいたします。よろしくお祈いします。

○満井施設班長 自衛隊中央病院総務部管理課施設班長の満井でございます。よろしくお祈いいたします。それでは現在、防衛省三宿地区にて実施しております施設管理業務の実施状況について、ご説明申し上げます。

初めに実施の概要ですが、お手元の資料3をごらんいただけますでしょうか。

1 ページ目の第1項目、事業の概要の説明になります。まず委託業務内容ですが、防衛省三宿地区の施設管理業務委託につきましては、各設備点検保守、環境保全及び警備・受付業務と、病院等清掃業務の2件に分割されております。

次に業務の委託期間につきましては、いずれとも平成29年4月から令和2年3月末までの3年間となっております。

受託事業者につきましては、各設備点検保守、環境保全及び警備・受付業務は、日本空調サービス株式会社東京支店、病院等清掃業務は、テスコ株式会社が、それぞれ受託しております。

次に受託事業者決定の経緯ですが、それぞれの業務ごとに民間競争入札実施要項に基づきまして、総合評価落札方式による入札を実施しました。入札公告につきましては、2件との平成28年11月4日に行い、入札説明会をそれぞれ実施いたしました。入札説明会には、各設備点検保守等業務が5者、病院等清掃業務が7者、それぞれ参加いたしました。企画書の提出につきましては、各設備点検保守等業務が3者から、病院等清掃業務が2者から提出されました。提出された企画書について書面審査した結果、全ての要求項目を満

たしていることを確認いたしました。開札については、平成29年1月25日にそれぞれの業務ごとに実施いたしまして総合評価を行ってところ、前述の受託事業者それぞれ決定したところでございます。

次に2ページ目の第2項目、対象公共サービスの実施内容に関する状況及び評価です。

1、達成すべき質及び最低限満たすべき水準の達成状況及び評価については、各設備点検保守等業務、病院等清掃業務のいずれも、資料の2ページから4ページ目にかけて記載のとおりであり、業務日誌及び毎月の業務報告書等の方法にて達成状況を確認しておりますが、全ての項目において、実施要項に定められた質を達成している状況であります。

続きまして4ページ目の2、民間事業者提案による改善実施事項についてです。一例として、各設備点検保守等業務については、危機管理体制の強化を図るため、受託事業者独自で大規模震災等災害発生時における対応マニュアルを整備するとともに、官民共同での防災訓練や、エレベーター閉じ込め救出訓練等を実施しました。また、受託事業者からの提案で、院内各所の空気環境測定を実施しております。こちらは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、昭和45年法律第20号において、病院は空気環境測定が義務づけられていないのですが、受託事業者の提案で実施していただいております。病院各所の室内環境を良好な状態に保っております。さらに三宿地区は、東京都環境確保条例により、温室効果ガス排出量削減義務が課せられておりますが、受託事業者の創意工夫により、吸収式冷凍機等の機器の運転スケジュールを見直し、温室効果ガスの削減基準である、平成14年から平成16年の3カ年平均に対して、平成29年度には23.5%と大幅なコスト削減を達成しました。

病院等清掃業務につきましては、定例会議を設定し、業務担当者に対して清掃要領の教育を行い、院内各施設の清掃品質の統一を図り、院内衛生環境の向上に寄与しました。

続きまして、5ページの第3項目め、実施経費に関する状況及び評価についてです。実施経費については、5ページから6ページの計算のとおり、民間競争入札導入前の従来経費と、第3期の1年当たりの実施経費を同条件にて比較した結果、第3期については、各設備点検等保守業務が約7.4%、金額にして2,151万5,000円の削減、病院等清掃業務では、約16.7%、金額にして589万3,000円の削減となり、民間競争入札導入前に比し経費削減の効果がございました。また経費削減のほか、契約業務の軽減や設備ふぐあいの未然防止等、民間事業者の創意工夫が行われており、効率的に業務が実施されております。

続きまして6ページ目の第4項目め、評価のまとめになります。本事業の市場化テストにつきましては3回目となりますが、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の市場化テスト終了基準に当てはめると、期間全般を通じた事業の実施状況は以下のとおりです。

1、本事業の実施中に民間事業者が業務改善指導を受けた事実、業務における法令違反行為等はありませんでした。

2、防衛省においては、外部有識者で構成される入札監視委員会が設置されており、本事業の実施状況のチェックを受ける体制が整っております。

3、第3期の入札に当たっては、施設管理業務を各設備点検保守等業務と、病院等清掃業務に分割し、さらに環境整備業務の一部を病院清掃等業務から分割しました。さらに第2期入札時の施策に加え、企画書及び人員確保の期間をさらに延長し、競争参加資格の緩和等の各施策を実施した結果、各設備点検等業務につきましては3者の応札が、病院等清掃業務につきましては2者の応札があり、競争性の改善が行われております。

4、対象の公共サービスの確保されるべき質につきましては、目標を達成しております。

5、実施経費については、先ほども申し上げたとおり民間競争入札導入前の従来経費と比較した結果、各設備点検保守等業務は7.4%、金額にして2,151万5,000円、病院等清掃業務では、約16.7%、金額にして589万3,000円削減しており、経費削減の効果がございました。

6、前述の3項に示すとおり、本事業については各期の入札に当たり、官民競争入札等監理委員会における指導、入札に参加しなかった業者等の意見を踏まえ、企画書作成期間の延長及び引き継ぎ期間の延長、競争入札資格の緩和、調達単位の見直しを行い、競争性の改善を実現いたしました。

7、本事業については、施設管理業務に係る複数の契約を包括化した上で、民間事業者の創意工夫が十分に発揮されており、全期間を通じ、質の維持・向上が図られており、これが前述の5項でのべました経費削減効果につながっているところでございます。前項に示しておりますとおり、現状の包括可能業務範囲が競争性の確保につながっていることから、現時点におきまして、当該業務範囲を大幅に見直す必然性がなく、また前述の3項目に示すとおり、各期の入札に際し競争性改善や経費削減について検討を行い、業務の受注者が保有すべき資格や、人員体制などについて可能な限り見直し、仕様書へ反映するなどの改善策を実施してまいりましたが、防衛省自衛隊医療の要であります自衛隊中

央病院が所在する三宿地区につきましては、危機管理の主要な施設として、不断に機能する必要性がございます。この特性を踏まえつつ、必要な医療環境を確保し、各任務が迅速かつ適正に実施されるようにするためには、現状の業務内容を大幅に見直すことは困難であります。

最後に7ページ目、第5項、今後の事業についてですが、これまでご説明いたしましたとおり、本事業につきましては総合的に判断いたしまして、良好な実施結果が得られていると考えております。よって次期事業におきましては、指針に基づき終了プロセスへ移行させていただき、当省の責任において行わせていただきたいと考えております。また、市場化テスト終了後においても、これまで官民入札等監理委員会における審議を通じて厳格にチェックされておりました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえまして、入札監視委員会による第三者チェック機能を活用し、引き続き競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の趣旨に基づきまして、公共サービスの質の向上とコストの削減等を図る努力を行っていく所存でございます。

駆け足で大変申しわけありませんでしたが、説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは資料C-1に基づきまして、事務局評価案についてご説明いたします。

1ページ目、1の事業概要等でございますが、ただいま、防衛省側から説明がございましたので割愛させていただきます。

2の評価について、事務局案として市場化テストの終了プロセスへの移行が適切と考えております。以下、内容について申し上げます。

2ページ目をごらんください。(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価でございますが、表には一例を記載しておりますが、確保されるべき質の達成状況について、両事業とも設定された基準を全て満たしており、目標を達成しています。3ページ目、民間事業者からの改善提案でございますが、こちらにも一例を記載しておりますが、防衛省側の資料にありますとおり、各設備点検業務で7点、清掃業務で1点ございました。

(3)経費につきましては、対象施設及び対象機器、対象機材が増加し、業務内容が増加していますが、これらの追加分を考慮し比較しますと、各設備点検業務で削減率7.4%、清掃業務で削減率16.7%となっております。

4ページ目、(5)評価のまとめでございます。先ほども述べましたが、両事業とも業務

の実施に当たり、確保されるべき達成目標として設定されている質につきましては、全て目標を達成しております。また、民間事業者の提案改善により、重大故障の未然防止、庁舎の衛生環境の向上、危機管理体制の強化が図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。また実施経費につきましても、それぞれ経費削減が図られており、公共サービスの質の向上、経費の削減、双方の実現が達成されたことは、評価されると考えております。また、応札者数につきましても、事業を分割することにより、それぞれ複数者からの応札があった点を踏まえると、十分競争性が確保できていると考えております。

最後に今後の方針でございます。本事業は、今期が市場化テスト3期目でございます。防衛省としましては、本監理委員会で定められた終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針基準を満たしているとして、終了プロセスへの移行を表明しております。この点につきまして、当指針で定められた基準に当てはめますと、まず事業実施期間中に受託民間事業者が、業務改善停止や法令違反はなかった。実施府省で実施状況を外部の有識者がチェックする仕組みを備えている。また先ほども述べましたが、競争性の確保、確保されるべき質に係る目標の達成、経費削減の実現について、いずれも満たしております。その他、事業実施期間における防衛省と実施事業者の取り組みを踏まえまして、市場化テスト終了プロセスの移行について、事務局としても異論ないものと考えております。なお、終了後につきましても、引き続き防衛省に対して、これまでの本監理委員会における議論を通じて厳しくチェックされてまいりました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報公開に関する事項等を踏まえた上で、みずから公共サービスの質の向上及びコスト削減を図っていくことを求めることとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価について、ご質問・ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

○稲生副主査 じゃあ、1つだけ。結論的には、私としては異存ございません。それでちょっと、防衛省さんの資料3について、若干ちょっと直したほうがいいんじゃないかなと思うところがございまして、資料3の2ページから3ページにかけてなんですけれども、質の評価をいろいろなさっておられて、数字で挙げている部分、ゼロ回としている部分はいいんですけれども、2ページの4番のところなのですが、測定指標として、外来及び入院患者や近隣住民への対応を適切に実施することによってクレームのないように努め、な

どなどあって、これに対して結果なのですけれども、適切に実施したこととか、クレームがなかったことを結果に書くべきであって、確かにハロウィンとかクリスマスとか、こういうようなイベントで空間演出をしたとか、この結果も結果ですばらしいんですけれども、ただ測定指標との関係が若干ちょっと希薄な感じもしますので、書き振りだけで結構なのですが、若干手を入れたほうがいいかなということがあります。

同じような観点で見ると、3ページ目の(2)病院等清掃業務の測定指標の2のところですけれども、これも緊急時において被災状況を把握するとか応急補修、それから二次災害防止を迅速に行ったかどうかというのが測定指標ですが、結果が、どちらかという二次災害防止のためのだと思いののですが、清掃を実施したというところに力点が置かれて記述になっていまして、やはり重要な点は被災状況の把握とか、応急補修だと思いますので、よろしければこの点を探っていただいて、ご記載になったほうが、より対応関係がストレートで、外部の者から見ていると安心できるかなと思いますので、細かい修正で恐縮なんですけれども、ちょっとそこだけ検討いただければと思いますので。あとは、お任せしますので。そのほかの過程に関しては、特に異論ございません。

ありがとうございます。

○満井施設班長 ご指摘ありがとうございます。そのように修正したいと考えております。

○古笛主査 その点については、じゃあ修正していただいて、また事務局を通してご報告いただけたらと思います。ほかはよろしいでしょうか。

それでは時間となりましたので、これまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございませぬ。

○古笛主査 それでは事務局におかれましては、先ほどの修正点をご報告いただいて、本日の審議としては、これで終了させていただき、事業を終了する方向で、監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(防衛省退室)

○古笛主査 では、続きまして、防衛省の市ヶ谷地区に係る施設の管理運営業務の契約変更案の審議を行います。本件は、昨年、平成30年6月28日、第216回官民競争入札等監理委員会において、終了プロセスへの移行が認められた案件となります。本年7月1日より健康増進法の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、市ヶ谷庁舎内が

全面禁煙になることから、所要の変更を行うものです。事務局より、ご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは資料4に基づきまして、契約変更案のご説明をさせていただきます。本件、1事業概要の2件の業務について、実施要項の変更及び契約変更を実施したいと考えております。なお、小さな変更ということで、小委員会の報告のみとしたいと考えております。

内容につきましては、本年7月1日から健康増進法の一部改正に関する法律の一部施行に伴い、行政機関の屋内が全面禁煙となります。これを受けて、防衛省市ヶ谷庁舎内が全面禁煙となることから、現在履行中の契約を変更するものであります。

1件目の総括管理各設備点検保守業務は、屋内喫煙室に設置している空気清浄機の点検保守を、本年6月までの実施に変更することです。

2件目、清掃・植栽管理・廃棄物管理・環境保全業務は、屋内喫煙室の清掃業務を本年6月まで実施に変更すること及び、屋外喫煙所の清掃業務を、18カ所から23カ所に変更する等の内容について、変更したいと考えております。なお契約変更の時期に関しては、本年6月を予定しております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問・ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にありません。

○古笛主査 それでは本契約変更につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 ありがとうございます。今後、契約変更の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員の先生にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。よろ

しいでしょうか。

— 了 —